

教職員の生徒指導に係る共通のおさえ

所属名	沼津特別支援学校
1 児童生徒との携帯電話での連絡及びメール・SNSの使用について (1) 平日における携帯電話での連絡について ア 児童生徒へ連絡を行う場合は、児童生徒の携帯電話に連絡をするのではなく、児童生徒宅の固定電話又は、保護者の携帯電話に連絡を行う。連絡が取れない場合は、学校の電話を使用して児童生徒の携帯電話に連絡をする。 イ 児童生徒からの連絡は、教職員個人の携帯電話ではなく、学校の電話に連絡するよう指導する。 (2) 休日等に携帯電話・メール・SNSを使用する場合について 教職員と児童生徒の間で携帯電話やメールを使用する場合は、学校所有の携帯電話に限る。 2 児童生徒との面談や相談等の実施方法について (1) 児童生徒との面談や相談等は、原則として電話（携帯電話を含む）やメール・SNSを使用して行わない。 (2) 原則として校内又は保護者在宅時の児童生徒宅で実施する。実施する場合は、教職員個人で対応せず組織的に対応し、教職員間で情報を共有し透明性を高める。 (3) 突発的な個人面談や相談等については、教職員間の報告・連絡・相談を密にし、教職員個人で対応しないようにする。やむを得ず、1対1で実施する場合は、密室にならないよう、実施する部屋の窓や扉を開けるなど疑義を受けない等の配慮をするとともに、管理職又は他の教職員にあらかじめ伝えておく。 3 教職員の自家用車への生徒の乗車について 原則として、自家用車には生徒を乗車させない。ただし、緊急等の場合を除く。 4 教育活動中の教職員の携帯電話使用について (1) 原則として、教職員は個人の携帯電話を教室へ持ち込みません。 (2) 緊急対応に備え、部主事と学年主任は校長了解の下、個人の携帯電話を持ち込みます。 (3) 教育活動等において個人の携帯電話を持ち込まざるを得ない場合は、部主事了解の下、持ち込むようにします。 5 その他 上記1～3の共通ルールでは対応できないような状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応する。	